

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年1月22日
【会社名】	株式会社アーレスティ
【英訳名】	AHRESTY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 新
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	愛知県豊橋市三弥町中原1番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月15日に提出いたしました第96期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）に係る内部統制報告書の記載事項に訂正すべき事項が生じたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当社代表取締役社長高橋 新は、平成29年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、平成29年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないとして判断いたしました。

記

当社は平成29年11月30日に、平成26年3月期の有価証券報告書、平成27年3月期の有価証券報告書及び四半期報告書、平成28年3月期の有価証券報告書及び四半期報告書、平成29年3月期の有価証券報告書及び四半期報告書、平成30年3月期の第1四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

過年度の会計処理を訂正することとなった要因は、当社の連結子会社であるアーレスティメヒカーナS.A. de C.V.（以下「当該子会社」という。）において、会計上の機能通貨と税務基準額の計算における現地通貨が異なる場合、IAS第12号第41項によれば、非貨幣性資産（主に有形固定資産）及び負債について、現地通貨建の税務基準額を機能通貨建金額に換算替えした金額（一般的には決算日レートを使用）と会計上の簿価（取得日レートを使用）との差額を一時差異として認識し、当該一時差異に税効果会計を適用することが求められておりますが、当該子会社は税務基準額を取得日レートで換算し、前項を適切に適用していなかったことにあります。

これは、当社経理部及び当該子会社経理部門において、現地通貨と機能通貨が異なる場合における税効果会計に係る会計処理についての知識・理解が不足していたこと、及びIFRS適用初年度において作成したチェックリストに当該基準に関するチェック項目が存在しなかったことにあり、当該会計処理の訂正に至ったことは、当社の連結決算体制が正確な財務諸表を作成することに関して必ずしも十分とは言えないことから、決算・財務報告プロセスに関連する内部統制上において、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記につきましては、当該誤謬の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までに是正することができませんでした。

当社は、本件誤謬に関連する事実関係及び問題点並びに反省を踏まえて、以下の再発防止策を実行してまいります。

- (1) 会計基準の新設・変更等の決算上の重要な検討事項に関する対応プロセスの強化
- (2) 経理部門のスキル向上策の実施
- (3) 決算チェックリスト等の充実による正確性・網羅性の強化
- (4) 連結子会社の管理体制の充実とグループ・ガバナンスの強化